事業番号　71

平成２３年行政事業レビューシート　（　警察庁　）

事業名	警察署等都道府県警察施設の整備	担当部局庁	長官官房	作成責任者
事業開始・終了(予定)年度	昭和29年度～	担当課室	会計課	会計課長 藤山　雄治
会計区分	一般会計	施策名	複数施策（1～7）	
根拠法令（具体的な条項も記載）	警察法第37条第3項 警察法施行令第3条第1項	関係する計画、通知等	－	

事業の目的（目指す姿を簡潔に。3行程度以内）

警察事務は、国家的性格と地方的性格を共に有することから、国としての治安責任を応分に負担し、また、全国的な治安の均質性を維持するとの考え方に基づき、各都道府県の警察本部庁舎を始め、警察署庁舎、留置施設、交番・駐在所（沖縄県に限る。）といった一線警察活動の拠点として機能している警察施設の整備に要する経費を補助している。

事業概要（5行程度以内。別添可）

平成22年度においては、警察本部庁舎1箇所、警察署庁舎25箇所、執行隊庁舎1箇所及び駐在所1箇所に対して、都道府県警察施設の整備に要する経費を補助（10分の5）している。

実施方法　□直接実施　□業務委託等　■補助　□貸付　□その他

予算額・執行額（単位：百万円）

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求
予算の状況	当初予算	4,640	2,427	4,283	5,134	7,897
	補正予算	0	0	0	989	
	繰越し等	△ 163	189	△ 104	118	
	計	4,477	2,616	4,179	6,241	7,897
執行額		4,387	2,595	4,136		
執行率（%）		98%	99%	99%		

成果目標及び成果実績（アウトカム）

成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値（　年度）
（成果目標） 警察本部、警察署等の整備 （成果指標） 新たに新築・建替に着手した施設数	成果実績	施設	10	12	14	－
	達成度	%	－	－	－	

活動指標及び活動実績（アウトプット）

活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
新たに新築・建替に着手した施設数	活動実績（当初見込み）	施設	10	12	14 （　14　）	－ （　16　）

単位当たりコスト　4,136,055千円／年　　算出根拠　年間執行額

平成23・24年度予算内訳

費　目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由
補助金（警察本部整備）	242	447	23年度に引き続き事業を継続する警察署数の増によるもの（23年度比2,585百万円の増）
補助金（警察署整備）	4,565	6,934	
補助金（執行隊庁舎整備）	317	69	
補助金（駐在所整備）	10	14	
補助金（待機宿舎）	0	22	
補助金（耐震改修）	0	411	
計	5,134	7,897	東日本大震災復興関連事業（411百万円）

事業所管部局による点検			
	評価	項　目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	○	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	○	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目･使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業がある場合、他部局･他府省等と適切な役割分担となっているか	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	1　支出先･使途の把握水準･状況 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、年度終了後に実績報告を受け、当該年度における執行状況を確認している。 また、毎年度、警察庁、管区警察局において全部局に対し、会計監査を計画的に実施していることに加え、各都道府県警察においても内部監査を計画的に実施し、支出内容を確認している。 2　見直しの余地 警察本部、警察署等の警察施設については、一般の事務庁舎と異なり、第一線の警察活動の拠点となるだけでなく、災害発生時には被災者の救護、応援部隊の受け入れ等にも活用されるものであるが、全国的に老朽化が進んでいる状況にあり、継続した事業の実施が不可欠である。 各施設に対する補助金額の算定に当たっては、管区警察局を通じてヒアリングを実施するなどして内容の精査を行っているほか、毎年度、算定単価の見直しに努めているところであり、引き続き実施することとしている。		

予算監視･効率化チームの所見	
現状通り	1　支出先･使途等の実態把握の状況に関する所見 おおむね十分と認められる。 2　改善策の内容及び横断的見直しの状況に関する所見 おおむね具体的で十分な内容と認められる。 3　レビューシートの分かりやすさに関する所見 おおむね分かりやすい。

上記の予算監視･効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）
特になし

補記　（過去に事業仕分け･公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）
特になし

資金の流れ （資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）（単位：百万円）	※平成22年度実績を記入

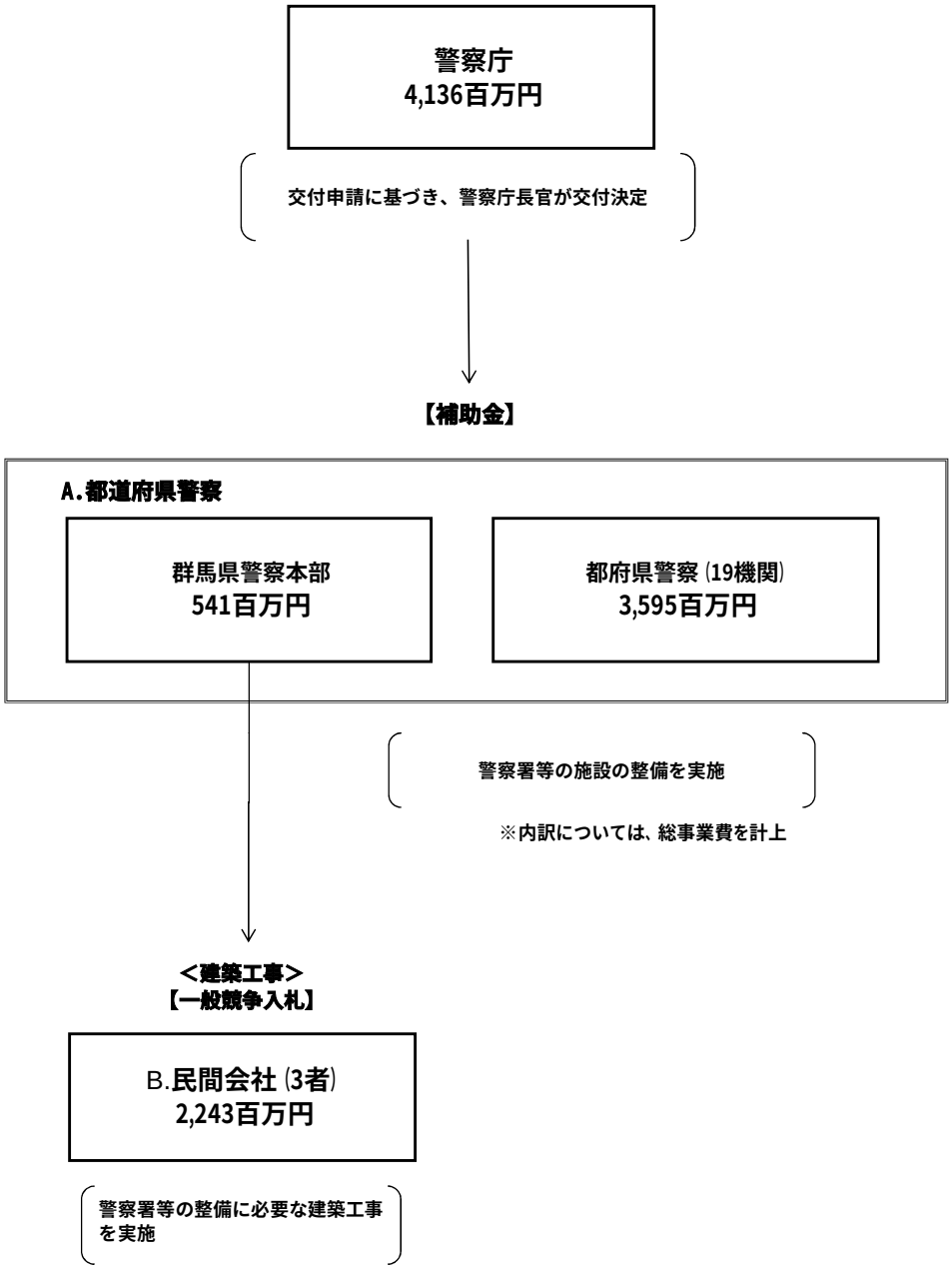

費目・使途
（「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）

A.群馬県警察本部		
費 目	使 途	金 額（百万円）
補助金	警察署等の施設の整備に要する経費	541
計		541

B.佐田・上柿・小島伊勢崎警察署庁舎新築特定建設工事協同企業体		
費 目	使 途	金 額（百万円）
施設費	伊勢崎警察署庁舎新築工事	1,559
計		1,559

C.		
費 目	使 途	金 額（百万円）
計		

D.		
費 目	使 途	金 額（百万円）
計		

E.		
費 目	使 途	金 額（百万円）
計		

F.		
費 目	使 途	金 額（百万円）
計		

G.		
費 目	使 途	金 額（百万円）
計		

H.		
費 目	使 途	金 額（百万円）
計		

支出先上位１０者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	群馬県警察本部	補助金交付	541		
2	神奈川県警察本部	補助金交付	405		
3	岐阜県警察本部	補助金交付	397		
4	大阪府警察本部	補助金交付	363		
5	静岡県警察本部	補助金交付	301		
6	三重県警察本部	補助金交付	297		
7	警視庁	補助金交付	282		
8	岩手県警察本部	補助金交付	252		
9	和歌山県警察本部	補助金交付	232		
10	秋田県警察本部	補助金交付	211		

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	佐田･上柿･小島伊勢崎警察署庁舎新築特定建設工事協同企業体	伊勢崎警察署庁舎新築工事	1,559	6	
2	アイケイ電機(株)	伊勢崎警察署新築電気設備工事	295	8	
3	中西工業(株)	伊勢崎警察署新築機械設備工事	389	5	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

平成22年度　　都道府県警察施設整備費補助金執行額（一般施設）

（単位：百万円）

	補助金執行額
北海道	0
青森県	0
岩手県	252
宮城県	32
秋田県	211
山形県	0
福島県	203
警視庁	282
茨城県	0
栃木県	0
群馬県	541
埼玉県	191
千葉県	0
神奈川県	405
新潟県	0
山梨県	0
長野県	0
静岡県	301
富山県	0
石川県	28
福井県	81
岐阜県	397
愛知県	135
三重県	297
滋賀県	0
京都府	32
大阪府	363
兵庫県	0
奈良県	0
和歌山県	232
鳥取県	0
島根県	0
岡山県	0
広島県	0
山口県	59
徳島県	0
香川県	0
愛媛県	0
高知県	0
福岡県	0
佐賀県	0
長崎県	0
熊本県	0
大分県	74
宮崎県	0
鹿児島県	0
沖縄県	20
合計	4,136

※　計数は、単位未満四捨五入のため合計は一致しない。

都道府県警察に要する経費

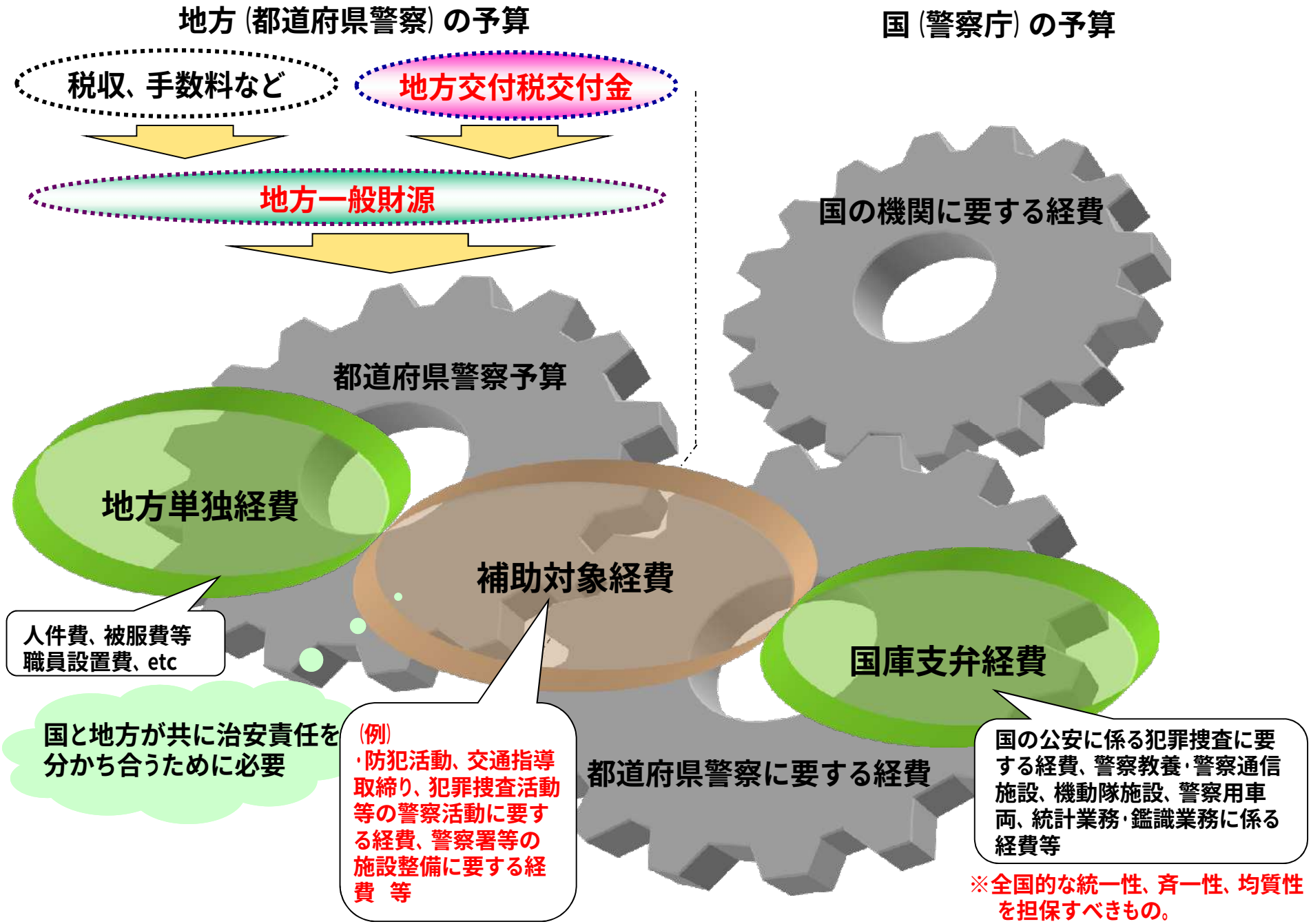

警察費補助金について

【現行制度の目的】

◆警察事務は、**国家的性格と地方的性格を有する**ことから、**国が応分の治安責任を負担**

◆都道府県の財政状況の影響を受けることなく、**一定水準の警察活動を確保**

都道府県警察費補助金

◆国庫支弁経費及び地方単独経費以外の経費（**一般行政経費**）
◆予算の範囲内において、国が経費の一定額を補助
【概　要】
①一般行政費補助金
都道府県警察職員の人件費、被服費等以外のもの：所要額の５／１０
②機動隊超過勤務手当補助金
大規模な災害における救出・救助活動等のための出動に係る機動隊等の超過勤務手当：所要額の１０／１０
③首都警察特別補助金
政府・外国要人の警護等、首都警察としての活動に従事する警視庁の警察官の超過勤務手当：所要額の一部（定額）

都道府県警察施設整備費補助金

◆国庫支弁経費及び地方単独経費以外の経費（**施設費**）
◆予算の範囲内において、国が経費の一定額を補助
【概　要】
①都道府県警察施設整備費補助金（警察施設）
警察本部、警察署等の警察施設の整備に要する経費：所要額の５／１０
②都道府県警察施設整備費補助金（交通安全施設）
信号機、道路標識等の交通安全施設の整備に要する経費：所要額の５／１０

【配分基準】

◆都道府県警察の警察官数、警察署数、犯罪の発生件数その他の事項を基準として所要額を算出し、原則としてその１０分の５に相当する額を補助。（警察法施行令第３条第２項）